

川越市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（素案）の概要について

平成27年3月

保健医療部 食品・環境衛生課

1 改正の趣旨

食品衛生法（昭和22年法律第233号）において、食品関係営業に係る営業施設の公衆衛生上講ずべき措置の基準（以下「管理運営基準」といいます。）については、条例で、必要な基準を定めることとされています。

その際、厚生労働省は、都道府県、指定都市及び中核市が公衆衛生上講ずべき措置に関し、条例で必要な基準を定める場合の技術的助言として、「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」（平成16年2月27日付け食安発第0227012号通知別添。以下「指針」といいます。）を示しています。

今般、指針の改正趣旨を踏まえた管理運営基準に改めるため、川越市食品衛生法施行条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の内容

(1) HACCPを用いて衛生管理を行う場合の基準（HACCP導入型基準）の追加について

食品の製造又は加工における衛生管理の手法については、危害分析・重要管理点方式（以下「HACCP」といいます。）が、FAO/WHO合同食品規格委員会（コーデックス委員会）により、ガイドラインとして示され、国際標準として普及しています。

こうした状況から、厚生労働省は、国内の食品等事業者に対し、将来的なHACCPによる工程管理の義務化を見据えつつ、HACCPの段階的な導入を図る観点から、平成26年5月12日付けで指針を改正し、従来型基準に加え、新たにHACCPを用いて衛生管理を行う場合の基準（以下「HACCP導入型基準」といいます。）を規定しました。

このことを踏まえ、本条例における管理運営基準に、HACCP導入型基準を設定し、従来型基準又はHACCP導入型基準のいずれかを営業者が選択する基準に改正しようとするものです。

(2) 冷凍食品の農薬混入事案を踏まえた被害拡大防止対策について

平成25年12月末に発生した冷凍食品の農薬混入事案を踏まえ、情報を早期に探知し、被害拡大防止対策を速やかに講じる必要があることから、厚生労働省は、平成26年10月14日付けで指針を改正し、食品等事業者が

消費者等からの食品等に関する苦情について保健所等に速やかに報告する旨を規定しました。

このことを踏まえ、本条例における管理運営基準において、営業者が報告すべき事項に、新たに「消費者等から、製造、加工又は輸入した食品等に係る異味又は異臭の発生、異物の混入その他の苦情であって、健康被害につながるおそれが否定できないものを受けた場合は、市長に速やかに報告する」旨を規定しようとするものです。

(3) ウイルス制御のための規定について

近年、ノロウイルスによる食中毒事例が多数発生し、大規模食中毒の発生もみられ、食中毒予防の観点から重要な問題となっています。

こうした状況から、厚生労働省は平成25年10月22日付けで指針を改正し、ウイルス制御のための食品衛生の一般原則を規定しました。

このことを踏まえ、本条例の管理運営基準の従来型基準において、適切な仕入れ、おう吐物等により汚染された可能性のある食品の廃棄及び施設でおう吐した場合の消毒について規定しようとするものです。

また、従来型基準及びHACCP導入型基準の管理運営基準において、使い捨て手袋の交換並びに従事者に対する衛生教育における適正な手洗い方法及び健康管理について規定しようとするものです。

※ 上記のほか、法令との整合を図るための規定の整理その他文言等の整理を行おうとするものです。(この部分については、川越市意見公募手続条例第4条第4項第8号に該当するため、意見募集の対象外となります。)

3 施行予定日

公布日 (1)及びその他の改正について

平成27年10月1日 (2)及び(3)の改正について